ホ　介護医療院における短期入所療養介護費

基本部分				夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	夜間帯の職員が3人所定の職員に満たない場合	夜間、深夜時間、管理職員、公衆衛生の基準に満たない場合	管理師の基準に定められた管理職員の員数を満たさない場合（基準に満たない場合）	有効なユニットリーダーまたは専門性を有するユニットリーダーにおいて会議を開いておらず、報告を行っていない場合	未体制高齢者未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	療養環境の基準に適合していない場合	療養環境の基準に適合していない場合	安全性の確保や質の向上等のための取組による加算	感染症や自然災害への対応に対する加算	緊急短期入所受入加算	認知症専門ケア加算	夜間看護体制加算
(1) 1型介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）	(一) 1型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 1型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ)<従来型個室>	要介護1	778 単位	1日につき−25単位	×70／100	×70／100	×90／100	×97／100	−1／100	−1／100	−1／100	1日につき−25単位	1日につき−25単位	1日につき+10単位（7日を限度）	1日につき+20単位（7日を限度）	1日につき+120単位	月遅につき+184単位
			要介護2	893 単位														
			要介護3	1,186 単位														
			要介護4	1,240 単位														
			要介護5	1,353 単位														
		b 1型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ)<多床室>	要介護1	894 単位														
			要介護2	1,006 単位														
			要介護3	1,250 単位														
			要介護4	1,353 単位														
			要介護5	1,446 単位														
	(二) 1型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)	a 1型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)<従来型個室>	要介護1	768 単位														
			要介護2	879 単位														
			要介護3	1,119 単位														
			要介護4	1,222 単位														
			要介護5	1,314 単位														
		b 1型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)<多床室>	要介護1	880 単位														
			要介護2	993 単位														
			要介護3	1,233 単位														
			要介護4	1,334 単位														
			要介護5	1,426 単位														
	(三) 1型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)	a 1型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)<従来型個室>	要介護1	752 単位			×90／100											
			要介護2	863 単位														
			要介護3	1,103 単位														
			要介護4	1,205 単位														
			要介護5	1,297 単位														
		b 1型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)<多床室>	要介護1	864 単位														
			要介護2	975 単位														
			要介護3	1,215 単位														
			要介護4	1,317 単位														
			要介護5	1,409 単位														
(2) 2型介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）	(一) 2型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 2型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ)<従来型個室>	要介護1	791 単位														
			要介護2	929 単位														
			要介護3	1,044 単位														
			要介護4	1,135 単位														
			要介護5	1,217 単位														
		b 2型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ)<多床室>	要介護1	840 単位														
			要介護2	945 単位														
			要介護3	1,157 単位														
			要介護4	1,249 単位														
			要介護5	1,331 単位														
	(二) 2型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)	a 2型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)<従来型個室>	要介護1	715 単位														
			要介護2	813 単位														
			要介護3	1,027 単位														
			要介護4	1,117 単位														
			要介護5	1,200 単位														
		b 2型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)<多床室>	要介護1	828 単位														
			要介護2	927 単位														
			要介護3	1,141 単位														
			要介護4	1,233 単位														
			要介護5	1,314 単位														
	(三) 2型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)	a 2型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)<従来型個室>	要介護1	704 単位														
			要介護2	802 単位														
			要介護3	1,015 単位														
			要介護4	1,106 単位														
			要介護5	1,188 単位														
		b 2型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)<多床室>	要介護1	817 単位														
			要介護2	916 単位														
			要介護3	1,129 単位														
			要介護4	1,221 単位														
			要介護5	1,302 単位														
(3) 特別介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）	(一) 1型特別介護医療院短期入所療養介護費	a 1型特別介護医療院短期入所療養介護費<従来型個室>	要介護1	717 単位			×90／100											
			要介護2	821 単位														
			要介護3	1,051 単位														
			要介護4	1,147 単位														
			要介護5	1,226 単位														
		b 1型特別介護医療院短期入所療養介護費<多床室>	要介護1	822 単位														
			要介護2	929 単位														
			要介護3	1,159 単位														
			要介護4	1,254 単位														
			要介護5	1,341 単位														
	(二) 2型特別介護医療院短期入所療養介護費	a 2型特別介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ)<従来型個室>	要介護1	670 単位														
			要介護2	764 単位														
			要介護3	987 単位														
			要介護4	1,054 単位														
			要介護5	1,132 単位														
		b 2型特別介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ)<多床室>	要介護1	778 単位														
			要介護2	873 単位														
			要介護3	1,076 単位														
			要介護4	1,161 単位														
			要介護5	1,240 単位														
(4) ユニット型1型介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）	(一) ユニット型1型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニット型1型介護医療院短期入所療養介護費<ユニット型個室>	要介護1	911 単位														
			要介護2	1,023 単位														
			要介護3	1,268 単位														
			要介護4	1,371 単位														
			要介護5	1,464 単位														
		b 経過的ユニット型1型介護医療院短期入所療養介護費<ユニット型個室的多床室>	要介護1	911 単位														
			要介護2	1,023 単位														
			要介護3	1,268 単位														
			要介護4	1,371 単位														
			要介護5	1,464 単位														
	(二) ユニット型1型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)	a ユニット型1型介護医療院短期入所療養介護費<ユニット型個室>	要介護1	901 単位			×90／100											
			要介護2	1,011 単位														
			要介護3	1,252 単位														
			要介護4	1,353 単位														
			要介護5	1,445 単位														
		b 経過的ユニット型1型介護医療院短期入所療養介護費<ユニット型個室的多床室>	要介護1	901 単位														
			要介護2	1,011 単位														
			要介護3	1,252 単位														
			要介護4	1,353 単位														
			要介護5	1,445 単位														
(5) ユニット型2型介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）	(一) ユニット型2型介護医療院短期入所療養介護費<ユニット型個室>		要介護1	910 単位														
			要介護2	1,014 単位														
			要介護3	1,241 単位														
			要介護4	1,337 単位														
			要介護5	1,424 単位														
	(二) 経過的ユニット型2型介護医療院短期入所療養介護費<ユニット型個室的多床室>		要介護1	910 単位														
			要介護2	1,014 単位														
			要介護3	1,241 単位														
			要介護4	1,337 単位														
			要介護5	1,424 単位														
(6) ユニット型特別介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）	(一) ユニット型1型特別介護医療院短期入所療養介護費	a ユニット型1型特別介護医療院短期入所療養介護費<ユニット型個室>	要介護1	859 単位			×90／100											
			要介護2	963 単位														
			要介護3	1,193 単位														
			要介護4	1,289 単位														
			要介護5	1,376 単位														
		b 経過的ユニット型特別介護医療院短期入所療養介護費<ユニット型個室的多床室>	要介護1	859 単位														
			要介護2	963 単位														
			要介護3	1,193 単位														
			要介護4	1,289 単位														
			要介護5	1,376 単位														
	(二) ユニット型2型特別介護医療院短期入所療養介護費	a ユニット型2型特別介護医療院短期入所療養介護費<ユニット型個室>	要介護1	867 単位														
			要介護2	966 単位														
			要介護3	1,181 単位														
			要介護4	1,273 単位														
			要介護5	1,354 単位														
		b 経過的ユニット型2型特別介護医療院短期入所療養介護費<ユニット型個室的多床室>	要介護1	867 単位														
			要介護2	966 単位														
			要介護3	1,181 単位														
			要介護4	1,273 単位														
			要介護5	1,354 単位														
(7) 特定介護医療院短期入所療養介護費			(一) 4時間以上6時間未満	684 単位													1日につき+60単位	
			(二) 6時間以上8時間未満	948 単位														
			(三) 8時間以上9時間未満	1,316 単位														

(8) ロ若連携強化加算	(1日につき 50単位を加算(1月に1回を限度))
(9) 療養食加算	(1日につき 8単位を加算(1日に3回を限度))
(10) 緊急時施設診療費	(一) 緊急時施設診療費(Ⅰ) (1日に1回に限り所定単位に加算(次に掲げる算定を除く)) (二) 特定治療
(11) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)
(12) 重度認知症疾患療養体制加算	(一) 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅰ) 要介護1・2 (1日につき140単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき84単位を加算) (二) 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅱ) 要介護1・2 (1日につき200単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき120単位を加算)
(13) 特別診療費（※2）	
(14) 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (二) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)
(15) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)
(16) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1日につき 所定単位×51／1000) (一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1日につき 所定単位×47／1000) (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1日につき 所定単位×36／1000) (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1日につき 所定単位×33／1000) ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)(Ⅲ) (1日につき 所定単位×45／1000) (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1日につき 所定単位×43／1000) (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1日につき 所定単位×32／1000) ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)(Ⅳ) (1日につき 所定単位×44／1000) (四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1日につき 所定単位×42／1000) (四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1日につき 所定単位×31／1000) ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)(Ⅴ) (1日につき 所定単位×43／1000) (五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1日につき 所定単位×41／1000) (五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1日につき 所定単位×30／1000) ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(Ⅴ) (1日につき 所定単位×42／1000) (六) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1日につき 所定単位×40／1000) (六) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1日につき 所定単位×29／1000) ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(Ⅴ) (1日につき 所定単位×41／1000) (※1) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	算定要件は、(1)から(15)までに掲げる算定に係る要件とする。

※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
※ (3)及び(5)を適用する場合には、(※2)を適用しない。
※ 身体拘束廃止未実施減算については令和7年4月1日から適用す
※ 業務継続計画未策定減算については、令和7年3月31日から適用する。
※ 介護職員処遇改善加算については、令和7年3月31日から適用する。

：「緊急時施設診療費」、「特別診療費」、「サービス提供体制強化加算(Ⅲ)」、「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目